

**独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設
指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）事業運営規程**

第一章 事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する金沢病院附属介護老人保健施設（以下「施設」という。）が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者や職員が要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が居宅での生活が維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努め、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 5 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 6 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（施設の名称等）

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設
- 二 所在地 石川県金沢市沖町ハの部15番地

第二章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

二 副施設長 1人

施設長を補佐し、適正な運営を図るための必要な指揮を行う。

三 医師 1人以上

利用者全員の病状を把握し、健康管理及び療養上の指導を行う。

四 薬剤師 1人（併設病院と兼務）

利用者に対して、医師の処方箋に基づき、処方及び服薬指導を行う。

五 看護職員 10人以上

管理者及び医師の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努めサービス計画に基づき必要な看護業務を行う。

六 介護職員 25人以上

管理者及び医師の指示を受け、利用者の日常生活の状況等の把握に努めサービス計画に基づき必要な介護業務を行う。

七 支援相談員 2人以上

管理者の指示を受け、利用者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町村等との連携及びボランティアの指導等を行う。

八 理学療法士（作業療法士・言語聴覚士） 1人以上

管理者及び医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、計画に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための理学療法（作業療法）等のリハビリテーションを行う。

九 管理栄養士 1人以上

管理者及び医師の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養ケアマネジメント等の利用者に対する栄養管理・指導を行う。

十 介護支援専門員 2人以上

管理者の指示を受け、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするための居宅サービス計画の作成等を行う。

十一 事務員 2人以上

管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

第三章 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員

（利用者の定員）

第5条 当施設の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保険サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（定員の遵守）

第6条 災害その他やむを得ない事情を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。

第四章 利用書に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） の内容並びに利用料及びその他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 居宅サービスの提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等を記した文書を交付して説明を行い、提供開始の同意を得る。

（入退所）

第8条 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる者に対し、サービスを提供する。

（提供拒否の禁止）

第9条 療養室が空いていない場合、利用の必要がない場合等、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 利用申込者の病状等を勘案し、必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成）

第12条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護（介護予防短期療養介護）従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護（介護予防短期療養介護）計画を作成する。

2 短期入所療養介護（介護予防短期療養介護）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 管理者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 管理者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を作成した際には、当該短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を利用者に交付する。

（短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の取扱方針）

第13条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況等を踏まえ、その者の療養を妥当適切に行う。

2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供は、相当期間以上にわたり継

続して入所する利用者については、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養）介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 職員は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を診療録に記録する。

5 自ら提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（診療の方針）

第14条 医師の診療方針は、次のとおりである。

一 診療は、一般に医師として必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な判断を基に療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持し、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果を上げるよう適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らし、妥当適切に行う。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行わない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用又は処方しない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置）

第15条 医師は、利用者の病状からみて自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

（機能訓練）

第16条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法等その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第17条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

5 利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

6 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

7 利用者に対し、職員以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

- 一 朝食 午前8時00分～8時30分
- 二 昼食 午後0時00分～午後0時30分
- 三 夕食 午後6時00分～6時30分
- 四 おやつ 午後3時00分～3時30分

2 利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。

(相談及び援助)

第19条 常に利用者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第20条 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に、利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料等の受領)

第21条 法定代理受領サービスに該当する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供した際には、利用者等から利用料の一部として、介護保険法（以下「法」という。）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る居宅介護サービス費等の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る居宅介護サービス費用又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受けるほか、別表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い文書で同意を得る。又、費用に変更があった場合は再度文書にて同意を得ることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）にかかる費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎実施地域)

第23条 短期入所における通常の送迎実施地域は、おおむね金沢市、内灘町在住の方を対象とする。

第六章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第24条 利用者は、管理者や医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士及び作業療法士等並びに管理栄養士などの指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第25条 利用者が、外出等を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第26条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第27条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 施設館内は全て禁煙とする。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第七章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。

- 一 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、終業時に行う。
- 二 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検に当たっては防火管理者が立ち会う。
- 三 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。
- 四 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 五 防火管理者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

(1) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練、利用者を含めた総合訓練

(2) 随時、非常災害用設備の使用方法的徹底

- 六 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- 七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を採る。

第八章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第29条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

第九章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第30条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに居宅サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 利用者に対し、適切な居宅サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を別に定める。

- 2 施設の職員によって居宅サービスを提供する。
- 3 職員に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - 一 年1回の採用時研修
 - 二 年1回の中堅研修など
 - 三 定期的な施設内研修
- 4 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。
- 5 当施設は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第32条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第33条 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

一 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第34条 利用者の病状の急変に備えるための協力病院は次のとおりである。

一 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

二 所在地 金沢市沖町ハの部15番地

2 利用者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。

一 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

二 所在地 金沢市沖町ハの部15番地

（掲示）

第35条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第36条 職員及び職員であった者（以下「職員等」という。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

2 職員等が本規定に反した場合は違約金を求めるなどの必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償と

して、金品その他の財産上の利益収受をしない。

(苦情処理)

第38条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

一 窓 口 当施設管理係、金沢病院総務企画課課長、支援相談員

二 担当部署 苦情検討委員会

2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第39条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

4 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第41条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第42条 職員、施設、設備構造、会計、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画書、診療録及びその他のサービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(実施規定)

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

【一部改正 平成 13 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 16 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 17 年 2 月 1 日】
【一部改正 平成 17 年 10 月 1 日】
【一部改正 平成 18 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 19 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 21 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 24 年 9 月 1 日】
【一部改正 平成 26 年 4 月 1 日】
【一部改正 平成 28 年 8 月 1 日】
【一部改正 令和 3 年 4 月 1 日】
【一部改正 令和 4 年 10 月 1 日】
【一部改正 令和 6 年 8 月 1 日】

別表

利用料金表

項 目		金 額	摘 要
食 事 負 担		1, 6 5 0 円	朝 4 0 0 円、昼 6 5 0 円、夕 6 0 0 円
居 住 費	多 床 室	6 6 0 円	4 人部屋
	個 室	1, 7 3 0 円	
日 用 品 費		1 5 0 円	シャンプー・リンス、石鹸、 ハンドソープ、トイレットペーパー等
居住費以外の 特別な室料		2, 2 0 0 円	消費税込

1) 上記金額は、1 日当たりの利用料です。

2) 利用料の精算は、月単位で行ないますが、その際、円未満の端数は切り捨てします。

3) 滞在費・食費の減額制度は市民税非課税世帯等が該当し、各市町村への申請により負担限度額認定を受けることが出来ます。

認定を受けられた場合は上記利用料金表内の食事負担及び居住費については下記の通りです。

- ※ 第 1 段階～★生活保護受給者 ★老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方
 居住費多床室 0 円 個室 5 5 0 円 食費 3 0 0 円
 第 2 段階～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額 8 0 万円以下の方
 居住費多床室 4 3 0 円 個室 5 5 0 円 食費 6 0 0 円
 第 3 段階①～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額 8 0 万円超の方
 居住費多床室 4 3 0 円 個室 1, 3 7 0 円 食費 1, 0 0 0 円
 第 3 段階②～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額 1 2 0 万円超の方
 居住費多床室 4 3 0 円 個室 1, 3 7 0 円 食費 1, 3 0 0 円